

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和8年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2. 母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 3. 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4. 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 5. 母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 6. 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 7. 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 8. 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9. 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 10. 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務 11. 母子保健法第22条第2項の母子健康包括支援センター事業の実施に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95の項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市総務部総務財政課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	鳴門市健康福祉部健康増進課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 088-684-1049
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<div>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</div> <div>判断の根拠</div>	・特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどのダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鳴門市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウトを呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(87の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 26, 56の2, 87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 70の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第19条, 第30条, 第44条 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第39条</p>	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康政策課健康づくり室	健康福祉部健康増進課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康づくり室長 藤川 貴代	健康増進課長 喜來 浩子	事後	
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市健康政策課健康づくり室 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1049	鳴門市健康福祉部健康増進課 〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2 088-684-1049	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康増進課長 喜來 浩子	健康増進課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和1年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務 	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務 母子保健法第22条第2項の母子健康包括支援センター事業の実施に関する事務 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 個人情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26、56の2、87の項(別表第2における情報照会の根拠)70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第19条、第30条、第44条(別表第二省令における情報照会の根拠)第39条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26、56の2、69の2、87の項(別表第2における情報照会の根拠)69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第19条、第30条、第38条の3、第44条(別表第二省令における情報照会の根拠)第38条の3、第39条 	事後	
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 個人情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26、56の2、69の2、87の項(別表第2における情報照会の根拠)69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第19条、第30条、第38条の3、第44条(別表第二省令における情報照会の根拠)第38条の3、第39条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26、56の2、69の2、87の項(別表第2における情報照会の根拠)69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第19条、第30条、第38条の3、第44条(別表第二省令における情報照会の根拠)第38条の3、第39条 	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② システムの名称	1. 健康管理システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー	1. 健康管理システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム	事後	システムの追記
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条	番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	番号法改正
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)26、56の2、69の2、87の項(別表第2における情報照会の根拠)69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第19条、第30条、第38条の3、第44条(別表第二省令における情報照会の根拠)第38条の3、第39条	(情報提供の根拠)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95の項 (情報照会の根拠)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項	事後	番号法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市健康福祉部健康増進課 〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2 088-684-1206	鳴門市健康増進課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1049	事後	記載方法の変更
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和7年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月1日	Ⅰ 関連事項 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市企画総務部総務課	鳴門市総務部総務財政課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正